

vol.144

2017.10

営繕とうほく

EIZEN TOHOKU

発行
東北地方整備局
営繕部
盛岡営繕事務所



【東北森林管理局 米代東部森林管理署上小阿仁支署】

CONTENTS

完成施設紹介【米代東部森林管理署上小阿仁支署】	2～3
11月11日は「公共建築の日」	4
保全ニュースとうほく 国家機関の建築物等の定期点検制度について	5～9
平成29年度 工事安全施工推進大会	10

完成施設紹介 【米代東部森林管理署上小阿仁支署】

米代東部森林管理署上小阿仁支署は、天然秋田スギやブナで知られる、北秋田市（旧合川町、旧森吉町、旧阿仁町）と上小阿仁村の約6万3千ヘクタールの米代川森林計画区南部の国有林を管理しています。

新庁舎は、旧庁舎の老朽化に伴う施設不備の解消及び森林事務所との統合等の理由から建設され、森林管理署支署庁舎にふさわしい外観と、必要な機能、性能を確保するとともに、木材の積極的な利用、ユニバーサルデザインの導入、環境負荷低減への貢献など、社会的ニーズに的確に対応し、利用者の利便性に配慮した庁舎としています。

長期にわたる工事でしたが、入居官署の皆様、利用者の皆様、周辺にお住まいの皆様のご協力のもと、平成26年の事業計画から約3年の歳月を経て、この度、施設が完成しました。

【設計概要（平面・空間構成）】

平面・空間構成については、利用形態に応じた諸室を明確にゾーニングした上で、シンプルな平面・断面にまとめ、利便性・効率性の向上に配慮した計画としています。また、旧庁舎で使用していた家具備品類の移設を考慮したレイアウトが可能な平面計画とすることで、庁舎移転後もスムーズな業務の継続を可能としています。



(写真)2階事務室。約150㎡の事務室を無柱空間とするために構造上有利な2階に配置しています。将来のレイアウト変更にフレキシブルな対応が可能となるよう計画しています。照明にはLED、衛生器具には節水型を採用するなど省エネルギーを基本とした設計としています。



(写真)玄関ホール。玄関ホールに入ると森林管理署らしい木造の柱が出迎えます。風除室は冬期の冷氣吹き込み防止を担っています。



(写真)2階階段ホールから見た格子天井と壁のレリーフ。旧庁舎の天井に使用されていた天然秋田スギを移設再利用しています。壁のレリーフは森吉山と太平山をイメージしたものであり、地域性を意識したデザインとしました。

【設計概要（外観・外構計画）】

外観は、周辺の山並みに呼応する屋根や庇の重なりと、町並みに馴染む落ち着いた色彩により、風光明媚な景観との調和を図っています。配置は主要アクセス道に対し妻面を向けた配置としたことで道路への圧迫感を低減し、周辺環境に配慮しています。多雪地域であることから、外構には堆雪場を設けることや、周辺地域にも多く採用されている落雪屋根を採用し、構造体への荷重負担を軽減するなど、地域性に配慮した計画としています。



(写真) 駐車場から見た北東側の外観。屋根・外壁は金属系の仕上げで覆うことで長期的なメンテナンスコストの低減を図っています。スロープや車椅子専用駐車場の設置など、高齢者、身体障害者を問わず、すべての人に使いやすい庁舎を目指しています。なお、新庁舎では9月4日から業務を開始しています。



(写真) 新庁舎から200mほど離れた場所にある木造平屋建ての旧庁舎。約60年もの間、職員や地域住民から親しまれてきましたが、その役割を終え、新庁舎に機能が移りました。

【施設概要】

施設名：米代東部森林管理署
上小阿仁支署
住所：秋田県北秋田郡上小阿仁村
沖田面字野中 376-13
構造・規模：木造 地上2階建
建築面積：263 m²
延床面積：524 m²
入居官署：米代東部森林管理署
上小阿仁支署
小沢田森林事務所

電力設備：電灯設備

動力設備

電熱設備

通信設備：構内情報通信網設備

構内交換設備

拡声設備

誘導支援設備

テレビ共同受信設備

空調設備：空調設備

換気設備

自動制御設備

衛生設備：衛生器具設備

給水設備

排水設備

給湯設備

設計：東北地方整備局営繕部

ブレンスタッフ株式会社

監理：東北地方整備局

盛岡営繕事務所

株式会社青和設計

施工：株式会社沢木組(建築)

桜沢電気工事株式会社(電気)

株式会社カンザイ(機械)

工期：平成28年7月30日～

平成29年8月10日

11月11日は「公共建築の日」

～ 11月は公共建築月間 ～

公共建築は地域の人々の生活に密接な関わりを持ち、地域の活性化、生活・文化水準の向上、街並み・景観の形成等を図るうえで重要な役割を果たしています。また近年、地域との連携を図りながら、公共建築の整備や運営のあり方を考えるべきという機運が高まっています。

広く一般の方々にも関心を持っていただきながら、より一層、生活に密着したより良い公共建築を目指すという考えのもと、「公共建築の日」及び「公共建築月間」関連イベントとして、「巡回建築パネル展」及び「施設見学会」を開催します。



公共建築の日：数字の1が4つ並ぶ11月11（建物の基本的な構造である4本の柱をイメージ）
 公共建築月間：公共建築の日がある11月（国会議事堂が昭和11年11月完成であることに因む）

【巡回建築パネル展】

今年度のテーマを「公共建築関連事業の紹介」と題し、下記日程で東北6県を巡回するパネル展を開催し、公共建築に携わる各機関の取組事例を紹介します。

お近くの会場へ、お気軽にお立ち寄りください。



[昨年のパネル展の様子]

巡回建築パネル展 開催場所・期間	
青森県庁 北棟1階ロビー	11月13日～11月17日
岩手県庁 1階県民室展示コーナー	11月27日～12月1日
宮城県庁 2階ロビー	10月30日～11月2日
秋田県庁 1階渡り廊下	10月30日～11月2日
山形県村山総合支庁 1階ロビー	11月13日～11月17日
福島県庁 2階渡り廊下	11月27日～12月1日
仙台市役所 本庁舎1階ホール	11月20日～11月24日
仙台市青葉通り地下ギャラリー	11月1日～11月15日

【施設見学会】

「施設見学会 ～津波被災施設の再建～」と題し、11月9日（木）に開催します。

見学会では、宮城県石巻市にある石巻港湾合同庁舎(国施設)、石巻合同庁舎(県施設)、道の駅上品の郷の施設見学のほか、東北地方整備局、宮城県の営繕関係の業務や防災関係の取組事例を紹介いたします。

見学会には、建築技術者への道を歩もうとする若者をはじめとする、国・県における公共建築物関係の仕事に興味を持つ方々に、事前登録のうえ参加いただきます。



[石巻港湾合同庁舎(国施設)]

※各イベントの詳細については、ホームページをご参照下さい。

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/>

保全ニュースとうほく

国家機関の建築物等の定期点検制度について

～平成29年度 保全実態調査結果における法定点検等の実施状況～

各府省等の施設保全をご担当のみなさまには、平成29年度の保全実態調査にご協力いただき誠にありがとうございました。

保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査で、官公庁施設の建設等に関する法律（略称：官公法）に基づきすべての国家機関の建築物等を対象に実施しています。

今年度の東北地方整備局管内の保全実態調査の結果のうち、法定点検等の実施状況等は次のとおりです。

■平成29年度 保全実態調査結果における法定点検等の実施率

法定点検等		実施率
建築基準法 及び官公法 に基づく点検	①建築物の敷地及び構造	85%
	②昇降機	99%
	③建築物の昇降機以外の建築設備	89%
	④支障がない状態の確認	91%
その他の法令 に基づく点検	⑤消防用設備等の点検	96%
	⑥危険物を取り扱う一般取扱所等	98%
	⑦事業用電気工作物の保安規定による自主検査	99%
	⑧機械換気設備	92%
	⑨ボイラーの性能検査・定期検査	97%
	⑩浄化槽の水質検査・定期検査	99%
	⑪簡易専用水道の清掃	98%
	⑫排水設備の清掃	95%
	⑬清掃等及びねずみ等の防除	87%
	⑭空気環境の測定	84%
	⑮冷却塔等、加湿装置の清掃等	96%
	⑯給水設備の飲料水・雑用水の遊離残留塩素等の検査	98%
	⑰ばい煙発生施設のばい煙量又はばい煙濃度の測定	99%

※赤文字：実施率が低い法定点検等を示す。（ワースト5）

調査結果によると、法定点検等の実施率については年々向上していますが、100%に達していません。

今回は、他の項目に比べ実施率が低い法定点検等（ワースト5）について、関係法令や実施方法等を紹介しますので、対象となる場合には適切に実施いただきますようお願いいたします。

1. 建築基準法及び官公法に基づく点検

国家機関の建築物等については、建築基準法や官公法において、建築物の敷地・構造、昇降機、昇降機以外の建築設備及び防火設備について、定期に一級建築士等の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化状況を点検させることを定めています。

(1) 関係法令等

建築基準法	第12条第2項	国等の特定建築物の敷地及び構造の点検
<p>国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p>		
官公法	第12条第1項	国家機関の建築物の点検
<p>各省各庁の長は、その所管に属する建築物で政令で定めるものの敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同条第一項に規定する建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p>		

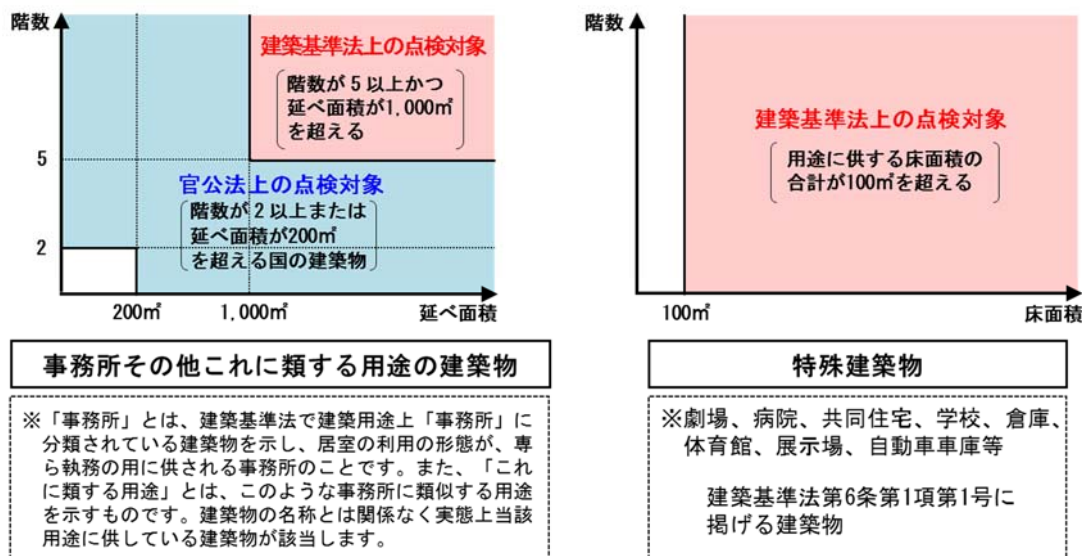
○建築設備等の点検について、建築基準法は第12条第4項、官公法は第12条第2項で規定

○この他、建築基準法は平20国交告282、平20国交告283、平20国交告285、平28国交告723、官公法は平20国交告1350、平20国交告1351で規定

(2) 点検の対象となる建築物の用途及び規模

① 建築物（敷地・構造）、防火設備、建築設備（昇降機を除く）

以下の用途及び規模に該当する建築物の場合、点検が義務付けられています。



② 昇降機

建築物の用途及び規模にかかわらず、すべての昇降機等に対して点検が義務付けられています。

(3) 点検部位・点検資格者・点検周期等

点検部位	点検資格者	点検周期	
建築物の敷地及び構造	敷地及び地盤、建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等、その他	一級建築士若しくは二級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者	3年以内毎
昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	一級建築士若しくは二級建築士又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
建築設備 (昇降機等を除く)	換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、給水設備及び排水設備	一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎
防火設備	防火扉・防火シャッター等駆動装置と連動している防火設備	一級建築士若しくは二級建築士又は防火設備検査員資格者証の交付を受けている者	1年以内毎

2. 支障がない状態の確認

官公法により、各省各庁の長は、所管する建築物等を適正に保全しなければならないとされており、すべての国家機関の建築物等は、「保全の基準」に基づき「支障がない状態」に保全する必要があります。

これは、「点検」とは別であり、建築物の敷地及び各部位等が、安全性、耐久性、機能性等に支障がない状態に保全されていることを、定期的に確かめる行為です。

(1) 関係法令等

官公法	第11条	国家機関の建築物等の保全
各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯設備を、適正に保全しなければならない。		
保全の基準	国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準 (平成17年国土交通省告示第551号)	
【実施のために必要な事項を定めた要領 (確認項目、方法、判断基準、確認周期等)】 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領 (平成22年3月31日)		

(2) 対象施設

すべての国家機関の建築物等 (仮設建築物を除く)

(3) 確認周期

建築物の敷地及び構造：概ね1年

建築設備：概ね6ヶ月から1年

(4) 確認実施者

施設管理者 (確認の実施者に求められる資格はありません)

(5) 確認項目

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領 (平成22年3月31日)」によります。詳細は、「国土交通省官庁営繕部ホームページ」を参照ください。

URL : <http://www.mlit.go.jp/common/000112166.pdf>

3. 清掃等及びねずみ等の防除

(1) 関係法令・対象施設等

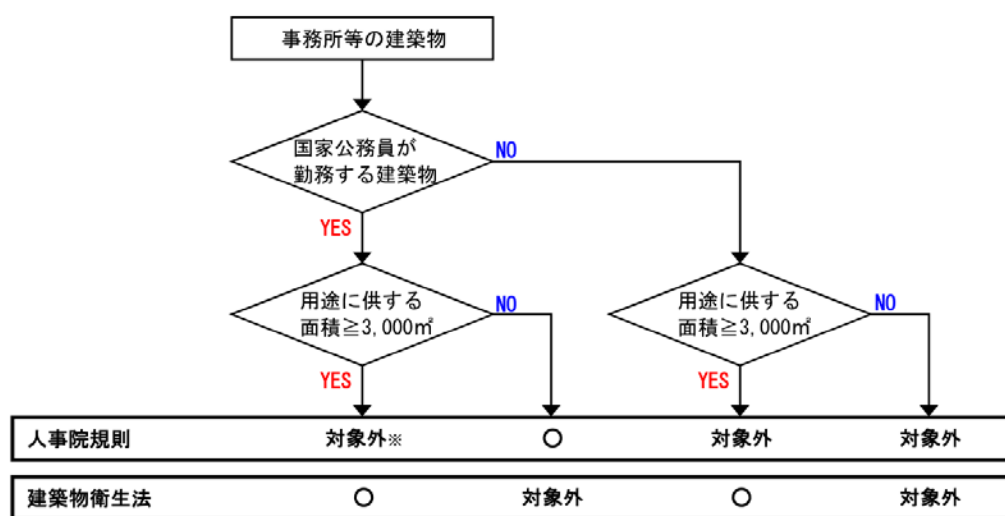
①人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 15 条 等

- ・国家公務員が勤務する建築物では、施設の規模・面積に関わらず、全ての国家機関の建築物等において実施が必要です。

②建築物衛生法^{※1} 第 4 条第 1 項、建築物衛生法施行規則第 4 条の 5 第 1 項・2 項等

※1：建築物衛生法（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称）

- ・建築物衛生法の特定建築物^{※2}に該当する場合は実施が必要です。
- ※2：興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研修所を含む。）、旅館に使用される建築物で、延べ面積が 3,000 m² 以上。



※「建築物衛生法」の適用を受けるため、「人事院規則」は対象外。

(2) 実施周期等

■清掃等

日常行う清掃のほか、6ヶ月以内ごとに1回の大掃除を行うことが必要です。

■ねずみ等の防除

ねずみ、昆虫等の有無や被害状況等を6ヶ月以内ごとに1回、調査を実施することが必要です。

そして、ねずみ、昆虫等による被害が確認された場合は、調査結果に基づき、発生を防止するための措置を講ずることが必要です。

※殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：薬事法）」の規定による承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いることとされています。

(3) 点検資格者

点検資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。

ただし、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

4. 空気環境の測定

(1) 関係法令等、対象施設等

① 人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 7 条 等

- ・ 国家公務員が勤務する建築物で、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の執務室で実施が必要です。

【測定項目】 5 項目

- ・ 一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温、相対湿度

○中央管理方式：各室に供給する空気を中央管理室等で一元的に制御することができる方式。
(例：機械室からダクトにより各室に空気を供給する方式等。)

② 建築物衛生法第 4 条、建築物衛生法施行規則第 3 条の 2 等

- ・ 建築物衛生法の特定建築物に該当し、空気調和設備又は機械換気設備がある場合は実施が必要です。

【測定項目】 空気調和設備を設けている特定建築物の場合：6 項目

- ・ 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流

【測定項目】 機械換気設備を設けている特定建築物の場合：4 項目

- ・ 浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、気流

○空気調和設備：空気の浄化、温度調整、湿度調整、流量調整の 4 つの機能を備えた設備。
○機械換気設備：空気の浄化、流量調節の 2 つの機能を備えた設備。
※「空気の浄化」とは、外気の導入を行っているもの。

(2) 測定周期等

測定は、2 ヶ月以内ごとに 1 回、定期に実施することが必要です。
また、測定結果等は 3 年間保存しなければなりません。

(3) 測定資格者

資格の規定はありませんので、職員自らで実施することが可能です。ただし、所定の測定機器（事務所衛生基準規則第 8 条に規定）により測定する必要があります。

また、特定建築物に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者の監督のもと実施する必要があります。

(4) その他

測定対象外の施設であっても、空気調和設備及び換気設備による空気環境の調整そのものは実施する必要がありますのでご注意ください。(人事院規則 10-4 第 15 条、事務所衛生基準規則第 5 条)

お知らせ

東北地方整備局では、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けるため「公共建築相談窓口」を設置しております。保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

■ 保全に関する相談窓口

東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室 担当者：室長補佐

TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833

東北地方整備局 盛岡営繕事務所

担当者：保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015

FAX 019-605-8115

